

下水道使用料に係る延滞金の計算方法について

延滞金は、下水道使用料（農業集落排水施設使用料含む）の納入期限の翌日から、実際にお支払いいただいた日までの日数に応じて算出します。

下水道使用料の支払いが納入期限を過ぎた場合

<延滞金の計算式>

$$\text{下水道使用料（※4）} \times \text{利率（※5）} \times \text{日数（※6）} / 365 \text{日} = \text{延滞金}$$

※4 2,000円以上を対象とし、1,000円未満の端数を切り捨て

※5 最初の1か月は年2.5%、2か月目以降は年8.8%

*令和3年中の割合です。割合は各年により異なります。

※6 納入期限（検針月の月末日）の翌日からお支払いいただいた日までの日数

*1か月目と2か月目以降の日数に応じて、それぞれ上記※5の率を乗じて計算します。

【算出した延滞金の端数調整】

算出額が、1,000円未満の場合・・・全額切り捨て

算出額が、1,000円以上の場合・・・100円未満の端数を切り捨て